

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案 参照条文目次

- 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（令和四年一月一日施行部分を含む。） 1
- 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄） 3
- 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（抄）（令和四年一月一日施行部分を含む。） 3

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）（令和四年一月一日施行部分を含む。）

（趣旨）

第一条 この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準及び関税の減免その他関税制度について定めるものとする。

（課税標準及び税率）

第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

別表 関税率表（第三条、第六条―第九条の二、第二十条の二関係）

目次

（省略）

番 号	品 名	税 率
（省略）		
（省略）	<p>第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p>	
<p>（省略） ○四・〇三  ○四〇三・二〇</p>	<p>（省略） バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト ヨーグルト 一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）</p>	<p>（省略） 三五%及び一キログラムにつき一、〇七六円</p>

(省略)	<p>(省略)</p> <p>一六・〇二 (省略)</p> <p>一六〇二・九〇</p>		<p>(省略)</p> <p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉、血及び昆虫類 (省略)</p> <p>その他のもの(動物の血の調製品を含む。)</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A 昆虫類のもの</p> <p>B (省略)</p>		<p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>九%</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>
(省略)	<p>(省略)</p>	<p>第一六類 肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品</p>	<p>二 その他のもの</p> <p>(一) フローズンヨーグルト</p> <p>(二) その他のもの</p>		<p>(省略)</p> <p>二五%</p> <p>三五%</p>

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（経済連携協定に基づく関税割当制度）

第八条の六 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもの（次項に規定する物品を除く。）については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（抄）（令和四年一月一日施行部分を含む。）

（関税割当てをする物品）

第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の下欄に掲げる物品とする。

2 法第八条の六第二項に規定する政令で定める物品は、別表第三の各項の下欄又は別表第四の下欄に掲げる物品とする。

（割当ての方法及び基準）

第二条 法第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、農林水産大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。

2～4 （省 略）

5 農林水産大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の範囲内で、次の事項を考慮して、一項割当てを行うものとする。

- 一 その使用及び輸入の実績
- 二 その使用に関する計画
- 三 その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。
- 四 その割当てが不当に差別的でないこと。
- 6 (省 略)
- 7 一項割当て及び二項割当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当て証明書」という。）を発給して行うものとする。
- 8 関税割当て証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第一の八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について、農林水産大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 9 前各項に規定するもののほか、関税割当て申請書及び関税割当て証明書の様式その他一項割当て及び二項割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。
- 10・11 (省 略)

別表第一（第一条、第二条関係）

項名	経済連携協定	品 目
一～五	(省 略)	(省 略)
六	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「スイス協定」という。）	(一) (省 略) (二) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの (三) (省 略) (四) 関税率表第一八〇六・三二一、第一八〇六・三二二の一及び第一八〇六・九〇号の一に掲げる物品 (五) (省 略)

七 (省略)	八 経済上の連携に関する日本 国とオーストラリアとの間 の協定(以下「オーストラ リア協定」という。)	(省略)
<p>(一) (省略)</p> <p>(二) 関税率表第〇四〇三・二〇号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(三) (七) (省略)</p> <p>(八) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの</p> <p>(九) (一一) (省略)</p>	九 環太平洋パートナーシップ に関する包括的及び先進的 な協定(以下「環太平洋包 括的及び先進的協定」とい う。)	<p>(一) (一九) (省略)</p> <p>(二〇) 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品(分蜜糖のものを除く。)、 関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小 麦粉調製品を除く。)、関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる 物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものを以外のものに限りとし、加圧容 器入りにしたホイップドクリームを除く。)、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物 品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第二〇〇八・九九号の二 の(一)のBの(c)のロに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一 個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)、関税率表第二一〇一・一二号の 一の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる 物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイに掲げる物品(各成分 のうち砂糖の重量が最大のものに限り。)、同号の二の(二)のEの(a)のハの(イ)に掲 げる物品並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲 げる物品</p> <p>(二二) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャラメル以外のもの</p> <p>(二三) (二六) (省略)</p> <p>(二七) 関税率表第一八〇六・三二号、第一八〇六・三二号の一及び第一八〇六・九 〇号の一に掲げる物品</p> <p>(二八) 関税率表第一八〇六・三二号の二の(一)及び第一八〇六・九〇号の二の(二)のA</p>

	<p style="text-align: center;">十 経済上の連携に関する日本 国と欧州連合との間の協定</p>	
		<p style="text-align: center;">に掲げる物品</p> <p>(二九) (省 略)</p> <p>(三〇) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)</p> <p>(三一) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(b)に掲げる物品</p> <p>(三二) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(三)のAに掲げる物品及び同号の二の(三)のBに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器とも一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)を除く。)のうち、小麦粉調製品</p> <p>(三三) (省 略)</p> <p>(二) (八) (省 略)</p> <p>(九) 関税率表第一七〇一・一三号、第一七〇一・一四号の(一)の(二)、第一八〇六・一〇号の(一)、第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(b)、第二〇〇五・四〇号の(一)の(二)、第二〇〇五・五一号の(一)の(二)、第二〇〇五・九九号の(一)のB並びに第二〇〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のII及びIIIの(I)に掲げる物品並びに同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIIIの(II)に掲げる物品(砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものに限る。)</p> <p>(一〇) (省 略)</p> <p>(一一) 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品(分蜜糖のものを除く。)、関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)のロに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもので、容器とも一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)、関税率表第二一〇一・一二号の(一)及び二の(二)のAの(b)並びに第二一〇一・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲げる物品、関税率表第二一〇六・九〇号の二の(二)のEの(a)のイ及びハの(イ)に掲げる物</p>

十二	
(省略)	
(省略)	<p>品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）並びに同号の二の(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品</p> <p>(二二) ～ (二四) (省略)</p> <p>(二五) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）</p> <p>(二六) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(三)のAに掲げる物品及び同号の二の(三)のBに掲げる物品（小売用の容器入りにしたもの（容器とも一つの重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）のうち、小麦粉調製品</p> <p>(二七) ～ (一九) (省略)</p>